

# 手術で失明、カルテ改ざん

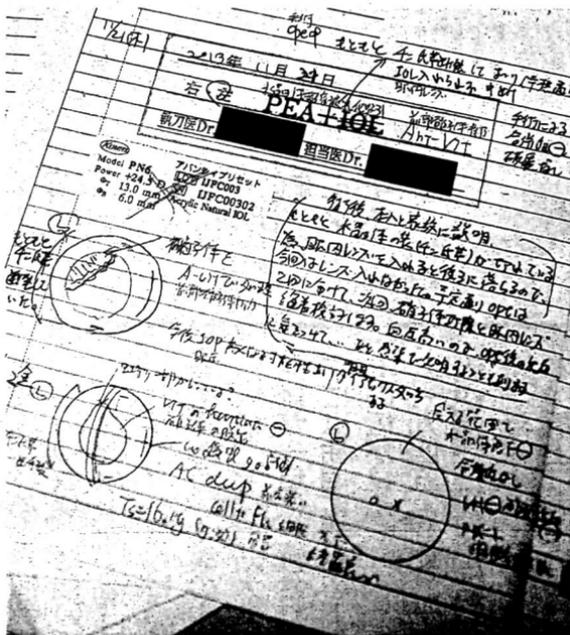
## 東女医大に賠償命令

東京地裁判決

東京女子医大東医療センター（東京）で白内障手術を受けた後に左目を失明した東京都の坪井昇さん（66）が、医師によるカルテの改ざんや術前の説明義務違反があったとして、東京女子医大に二千八百万円余りの損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は三十日、

「改ざんが多数に及んでい」と認め、約九百六十万円の支払いを命じた。原告側によると、カルテ改ざんに対して賠償を命じる判決は珍しい。坪井さんは記者会見し「目が見えなくなつてつらい。二度とこんなことを起こさないでほしい」と話した。

判決によると、二〇〇〇年六月以降、同センターの眼科に通院し、両目の白内障と診断され一三年十一月、計三回の手術を受けた後、左目を失明した。カルテには患部の線維が手術前から断裂していたなどと記載されていた。桃崎剛裁判長は「カルテ



改ざんが認定された原告の坪井昇さんのカルテ

の記載は信用性の高い手術記録と整合せず、事実認識と異なる内容を意図的に追記し、改ざんした」と認め

た上で「発覚しなければ、医師の責任が否定されることにつながる可能性があり悪質だ」と述べた。

白内障は失明するリスクが小さい一方、手術の難易度は高いことを説明する義務を怠ったとも指摘。十分な説明があれば、手術に同意しなかったとして「説明義務違反と失明には因果関係がある」と判断。不法行為について、大学側に使用者責任があると結論付けた。東京女子医大は「医療行為そのものに過誤はなかったものの、カルテの虚偽記載があったと判断されたことは謙虚に受け止め、指導を徹底する」とのコメントを出した。